

第七回国会 運輸委員會議録 第九号

昭和二十五年三月十四日(火曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 稻田 直道君

理事 岡村 利右衛門君 理事 關谷 謙吉君

理事 前田 郁君 理事 米窪 滿亮君

岡田 五郎君 尾崎 末吉君

尾關 義一君 黒澤 官次郎君

坪内 八郎君 島山 鶴吉君

滿尾 君亮君 松井 政吉君

上村 進君 飯田 義茂君

出席政府委員

海上保安官 須田 曉次君

(海上保安庁 水路部長)

委員外の出席者

議員 塚田十一郎君

運輸事務官 丸尾 和夫君

運輸技官 宮澤 吉弘君

監督局(国有鉄 道部施設課長)

専門員 岩村 勝君

専門員 堤 正威君

三月十日

委員上村進君辞任につき、その補欠として加藤充君が議長の名で委員に選出された。

同月十四日

委員加藤充君辞任につき、その補欠として上村進君が議長の名で委員に選任された。

三月十三日

山川、枕崎両駅間に鉄道敷設の請願(満尾君亮君紹介)(第一三八九号)

豊後中川駅から野矢駅に至る区間を鳥栖管理部に移管の請願(村上勇君紹介)(第一三九号)

丹波大山駅乗降場待合室設置の請願(佐々木盛雄君紹介)(第一四一三号)

日光、足尾間鉄道敷設の請願(尾関義一君外六名紹介)(第一四三六号)

瀬戸内海沿岸の観光港及びヨットハーバー整備に関する請願(塩田賀四郎君紹介)(第一四三八号)

瀬戸内海沿岸に観光ホテル設置の請願(塩田賀四郎君紹介)(第一四三九号)

瀬戸内海沿岸の観光港及びヨットハーバー整備に関する請願(塩田賀四郎君紹介)(第一四三九号)

音戸の瀬戸開きに関する請願(塩田賀四郎君紹介)(第一四四〇号)

石炭、鉄屑及び砂利の貨物運賃軽減に関する請願(中村幸八君紹介)(第一四五二号)

掛塚燈台を五島海岸に移設の請願(中村幸八君紹介)(第一四五五号)

堀川運河(ゆんせんせつ)工事施行に関する請願(佐藤栄作君紹介)(第一四六三号)

阿久根駅に急行列車停車の請願(尾崎末吉君紹介)(第一四六八号)

浜松、米原間鉄道電化促進の請願(辻寛一君外三十二名紹介)(第一四七四号)

道路運送審議会委員の定員に関する請願(島山鶴吉君紹介)(第一四七七号)

肥料用石灰の貨物運賃軽減に関する請願(田中豊平君外一名紹介)(第一四八一号)

岩国、日原両駅間に鉄道敷設の請願(木村栄君外二名紹介)(第一四八五号)

松山駅復旧に関する請願(關谷勝利君紹介)(第一五〇五号)

二俣・横須賀両町間、佐久間村・磐田市間及び二俣町・氣多村間に国営自動車運輸開始の請願(金原舜二君紹介)(第一五一二号)

飯田線の一部松下げ反対に関する請願(金原舜二君紹介)(第一五二三号)

飯田線に急行列車運転の請願(金原舜二君外一名紹介)(第一五一四号)

会津若松駅構内喜多方街道踏切を地下道に切替の請願(江花静君紹介)(第一五一九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

小委員及小委員長選任に関する件

水路業務法案(内閣提出第九五号)請願

一 築別、遠別間鉄道敷設促進の請願(玉置信一君外一名紹介)(第四四五号)

二 長崎から茂木を経て喜々津に至る間に鉄道敷設促進の請願(坪内八郎君紹介)(第四五五号)

三 大牟田駅、三池港間に臨港鉄道敷設の請願(甲木保君紹介)(第五〇二号)

四 土別から苫前及び龍の上に至る間に鉄道敷設促進の請願(河口陽

一 君紹介)(第五〇四号)

五 北陸線中津橋、高岡間複線工事再開の請願(南好雄君紹介)(第五五二号)

六 西尾、岡崎間鉄道復旧に関する請願(千賀康治君紹介)(第五八六号)

七 片上鉄道延長の請願(若林義孝君外五名紹介)(第六〇二号)

八 福山線延長並びに松前線敷設促進の請願(富永格五郎君外二名紹介)(第七一七号)

九 山陽本線宇部市通過に関する請願(吉武嘉市君外五名紹介)(第七二二号)

一〇 山田線復旧促進の請願(山本猛夫君紹介)(第七七二号)

一一 平石、生保内両駅間に鉄道敷設の請願(山本猛夫君紹介)(第七七三号)

一二 三陸沿岸鉄道敷設促進の請願(山本猛夫君紹介)(第七七七号)

一三 同(千葉三郎君外四名紹介)(第七七一七号)

一四 三江線三次、浜原間鉄道敷設促進の請願(山本利壽君外一名紹介)(第七八〇号)

一五 直江津、六日町間鉄道敷設促進の請願(塚田十一郎君紹介)(第八九一号)

一六 赤穂線敷設工事再開の請願(逢澤寛君紹介)(第九七〇号)

一七 釧美線敷設促進の請願(松田鐵藏君紹介)(第一〇三五号)

一八 長倉、大子間鉄道敷設促進の

請願(尾関義一君外二名紹介)第一〇六七号)

一九 佐世保、相浦間鉄道路線変更並びに佐世保駅拡張の請願(北村徳太郎君外一名紹介)(第一一〇四号)

二〇 沼宮内、一戸間鉄道路線切換促進に関する請願(山本猛夫君紹介)(第八七五号)

二一 大間、大畑間鉄道敷設並びに大間港修築の請願(小笠原八十美君紹介)(第一二三三三号)

二二 日の影、豊後竹田両駅間に鉄道敷設の請願(羽田野次郎君外三名紹介)(第一二一一号)

二三 小本線延長工事促進の請願(淺利三朗君外五名紹介)(第一二一七号)

○ 稲田委員長 これより運輸委員会を開会いたします。

水路業務法案を議題といたし質疑を行います。上村君。

○ 上村委員 水路業務法案の二、三について質問いたしたいと思います。

最初提案理由の際に、「海上保安庁水路部は、その筋の許可を得て、近くモナコの国際水路局に加盟の予定であります。従つて加盟各国は国際水路會議の決議によつて、国内における水路に関する資料及び情報を提供交換し、もつて全海面の航海の安全に協力をしな

ければならない」と述べておるのであります。このうちで私の質問したいのは、国際モナコ水路局というのは、

一体参加国はどうかうふうになつてい
るか。それからこれに参加するとすれ
ば、いかなる権利義務が生ずるか。従
つてこのモナコ国際水路局なるもの
国際的な約款、協定といふか、そ
ういふものは一体どんな内容になつて
おるか。お調べになつてお尋ねした
か。そういうことをまずお尋ねしたい
のであります。

○須田政府委員 モナコの国際水路会
議に入つている国々は、現在連合国を
組織している国は、ほとんど入つてお
ると思ひます。国際連合に入つてい
る国々は、全部その方の関係じやないか
と思ひます。それからこれに入りま
すと、水路関係の情報をお互いに提供、
交換するといふ義務がある。そのほか
費用は、大体その国の所有船舶のト
ン数に応じて出すことになつておりま
す。それは今のところ日本では一万二
千金フラン程度であります。規約につ
いては、条約とは違ひます。この国
際水路局の中に一定の規約がありま
して、その規約に従つてやることにな
つております。最近の規約は今向うから
取寄せをお願ひしてるところであり
ます。

○上村委員 「その筋の許可を得て」と
いう言葉がございしますが、これは具体
的にはどういふ資格の人をさすのです
か。その点を明瞭にしたいと思ひま
す。

○須田政府委員 日本は現在におい
て、連合軍總司令官の隷下にありま
すので、占領軍總司令官の許可を受ける
必要がありません。

○須田政府委員 「許可を得て」とい
う点に対しては、占領軍の總司令官
の許可を受ける必要があるという意味
であります。日本で希望しても、単
独では入ることができません。

○上村委員 具体的には、最高司令官
マツカーサー元帥の許可を得なければ
ならない。これに参加することはできな
いことになるわけですね。

○須田政府委員 お説の通りでありま
す。

○上村委員 これは一つの外交的な問
題であると思ひますが、もしそうい
うことを講和前には許されないとす
る場合には、この法律にどうかうふう
に影響することになるのでしょうか。

人関係の人でありますので、現在私
にいろいろなことを諮問して来てい
る状況にあります。で私自身としては、
必ず加入の許可を得るものと判断して
おります。

○上村委員 さらに伺ひますが、この
法律ができましたらば、講和前にも着
々と進行して、その事業を完成する。一
言でいへば、最高司令官の許可も得ら
れるというお考えでございしますか。

○須田政府委員 そうでございします。

○上村委員 私はいくつを言うわけ
はありませんが、さらにお尋ねした
い。こういう法律は結局外交的なもの
であつて、そう一日を争うような。国
民生活の上に影響するものではないと
思ひます。講和が今日本では政治の中
心問題であり、国際外交の中心問題に
なつていられるときに、この法律だけ
先にならういふ見通しをつけましたも
講和のなしくずしという形でもこれをや
理由はどこにあるわけですか。

ら、全面講和を主張しておるのでござ
います。こういうふうには、今現在外航
航路というふうな関係が、日本に非常
に不利益に展開されておつて、ある一
国の利益の外航関係になりつつあると
いうことは、政府も御案内の通りであ
りますが、そういうときに、情報の提
供や何かをするといふことは、単独講
和のなしくずしではないかといふこと
を考へるのですが、そういう考へは政
府は持つておりませんか。その点を確
かめておきます。

○須田政府委員 今の御説はごもつと
もなものであります。大体講和条約が
結ばれるのがいつか、見通しがつか
ない状況下にあります。それでわれわれ
としましては、実は第一条にあります
「国際間における水路に関する情報の
交換」といふことは、つまり科学的な
基礎資料と水路に関する正確な資料を
得るといふことが第一の目的でありま
す。しかもそれによつて正確な資料
を国際水路局に提供いたし、また各國
の正確な資料を求むといふ考へで出
したわけでございます。

○上村委員 その点はそれで打切りま
す。

第二問として、第二条でござい
ますが、種々の「測量並びにその成果
を航海に利用させるため」とうたつて
あるが、これけれどもちろん日本も入つて
おることとは思ひますが、具体的に言
うと、いかなる国に利用させるかとい
ふことを、私はここで確かめておきた
いと思ひます。

ることになつておりますので、それは
一つの義務になつております。ある特
定国にだけ日本の海図を提供するとい
うことはありません。早い話が、もし
ソビエト関係の方面から海図の交換を
願ひ出た場合には、やはりそれをこ
らでは供給しなければならぬ義務を負
うことになつております。ある特定国とい
うものは、決して目ざしてないの
でございます。

○上村委員 これはいついふよう
が、現在の日本は、非常に外国船舶、
外国資本によつて圧迫されて、ほと
んど外航といふものは日本がどうも
きないところまで追い詰められると思
ふのですが、そのときに海面を非常に
金をかけて「ひろんそういふことは
大事ではあるが、その直した海面とい
うものが、結局外国資本船の利用にな
るといふことは明らかだと思ひます
が、それでもなお、そういうことを見
つづも、それを急いでやるといふこと
は、政府としてはどこに意図があるか
といふことを伺ひたいのであります。
こんなものはそう急がなくてもいい
思ひますが、それらの点をばつきり
していただきたいと思ひます。

○須田政府委員 大体水路業務の本質
的な性質と申しますと、私は全海面に
おける安全、ないし海運関係、の方に
おきます。常に安全にして愉快な航
海ができる。必ずそれによつて双方に
おいてお互いに利益を得る。こういう
性質のものだと解釈するのでありま
す。決してわれわれはある特定国に向
つて便宜を与えたいといふことを念慮に
置いて仕事をやつておりません。

○上村委員 根本趣旨がそこにあるな
らば、けつこうでございしますが、結果に

おいて、今これを急遽にやつて、国民の負担で修繕したりして行くことは、結局ある一団の利益のためにこの法律を急ぐことになるから、その点を今確かめたわけでありますが、その点はこれで打ち切ります。

次いで第十三条についてお伺いしたいのですが、障害物の除去について、「あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て」となっておりますが、これも簡単なことじやないと思っております。日本の島の周囲、もしくは小さな島の周囲、あらゆるところに海産、水産場があるわけですから、それによつて飯を食つて生きておられるわけですから、この障害物の除去のために生産の妨げとなり、あるいは使用者の使用権の侵害となるのが間々あるのではないかと思ふのです。そこでこの所有者、占有者は、これを承諾しないというようなことができるかどうか。どういう形で承諾を求めて来るか。つまり拒否権があるかどうか。承諾することができないときにそれは承諾できないと言ふことができるかどうかという点を、はつきりしていただきたい。

○須田政府委員 今までの経験によりますと、水路測量なり、海象観測をやるために、所有者の承諾を得ずにものを処理したようなことは、ほとんどないのでございます。今後ともそういうことはめつたにないと思ひますが、むろん拒否権はあることになつております。但しどうしても水路測量をやる上において、それは取除かなければならぬという場合におきましては、土地収用法を利用するほかに方法がないのじやないかと思つております。但し今ま

で八十年間の歴史において、そういう例は一件もありません。

○上村委員 そうすると、どうしても拒否するということにならば、土地収用法を發動するというお考えだと承つておいてよろしくございませぬ。

○須田政府委員 そうでございませぬ。

○上村委員 それでは承つておきます。

次は第十四条ですが、十四条には「離島又はこれに類する場所」とありますが、これは一体どの程度のところまで来れば離島といひ、またはこれに類する場所といふのか。その範囲の決定とか何かについて争ひがあつた場合に、一体これをどういふふうにしてきめるか。これが争ひの種になると思ふので、この離島あるいはこれに類する場所とは、どの程度の距離、範囲のものか。実際の事情の関係がどんなるかという点を伺いたい。

○須田政府委員 「離島又はこれに類する場所」といふ点につきましては、水路測量には一定の測量期間があるものであります。大体二箇月であるとか、三箇月かかるので、その予定計画が非常に狂つて来るような場合におきましては、どうしても第十四条に示してあるような処置をとらぬと、仕事の進行ができませんので、そういうことが考慮に入れてあるのであります。これに類する場所といふのは、所有者、占有者がそこにおられないで、その人に会つていろいろ交渉する場合には、二週間も三週間もかかるような場合を意味しておきます。

○上村委員 認定は結局は一応水路局でやるということになるわけですか。

○須田政府委員 認定はこれを実施するところの海上保安庁においてやることになると思ひます。なおこの場合において非常問題が紛糾するおそれがあるときは、改善策として、実際の場合同じには、その土地を使用しないで、ほかのところにかえようという考へ方もできると思ひます。

○上村委員 くだいようですが、先の障害物の除去の問題と関係するわけですが、業者の方ではこれは離島の範囲外だ、ずつと離島してしまつておるじやないかといふようなことを言ひ、水路局ではそうではないといふことになると、結局その場合、それだけの問題で争ひになるのか。争ひをした場合に、どちらが勝つことになるのか。争ひをしてその場所の争ひについて、それじやこれは離島外のところだから、その障害物はとらないといふふうにして、業者の方が勝つて水路局が負けるか。それともそうじやないといふようなこと

○須田政府委員 われわれはその占有者なり所有者の持つておる植物またはさくを伐除する場合には、さつきも申しましたように非常問題が紛糾し、手数がかかるといふ場合におきましては改善策をとり、できるだけ民間のものに對する圧迫は加えたくないといふ考へで進めてみたいと思つております。

○上村委員 まだ要領を得ませんが、その点はちよつと中止しまして、第十四条へ移ります。第十四条に現状を著しく損害しないときは、前条の規定にかかわらず承諾を得ないで、障害物を

取除くことができると思ひます。この「著しく」といふことは非常にむづかしい言葉ですが、この認定は一体どこでやるわけですか。

○須田政府委員 その認定は、水路測量なり海象観測を実施するところの官庁、すなわち海上保安庁でやることになると思ひます。

○上村委員 そうするとその著しく損害しないで除去するといふことは、水路局の方で認定しただけではないとおつしやるわけですか。

○須田政府委員 この場合の現状を著しく損傷しないといふときには、われわれの方としましては、たとへばここに一本立木がある。その立木一本は切らない。しかし枝を落せば水路測量をやるのに非常に好都合だ。そういう程度のものと解釈しております。

○上村委員 その著しくといふことが、非常に問題になつて来る。いづれにしても憲法には二十九条に、国民の財産権は侵してはならぬと書いてあります。それで著しくこわす方が、著しくこわすまいが、とにかく著しくなつても、国民の財産権をこわすといふことを、財産的な設備をこわすといふことを、水路局だけでやるという

○須田政府委員 この著しく損傷しないといふことは、その著しくといふことは、これはやはりどこでもつて詳しく説明するわけに行きませぬし、一々条項を掲げることも困難だと思ひます。要す

るに社会的通念に基いて判断するほかはないと思ひます。それでその場合に非常な損失が起つたときには、第十五条にありますが、その損失を補償することになつております。

○上村委員 そういふ政府の考へ方は、私は民主的でないと思ふのですが、賠償するからといつて、人のものをこわしていいといふことはないので、ですから著しくあればむろんのことですが、著しくなくとも、所有者の承諾なしにそれをとるといふ根拠の御説明を願ひたい。

○須田政府委員 お答え申し上げます。大体水路測量なり海象の観測という性質のものは、その目的とするところは公共の利益をはかり、福祉を増進させるというところにあるのであります。それでごく些細な、木の枝を払ふといふようなことに対しては、ある程度まで所有者にその点をよく了解していただきまして、御理解いただくよりほかに方法がないのではないかと考へております。

○上村委員 そこです。ですからこれは著しく毀損しなくとも、とにかく承諾を求めてやるということでは、公共の安全といふこともそうですが、そこで生産をしておる生産者、所有者の基本的な人権といふものも、また尊重されなければならぬと思ふのであります。でありますからして私はその点についておきたいと思ふのですが、その結果としておきたいと思ふのは、公共の福祉の場合には、一切承諾なしでも少しくらいはこわしていい、そういうお考へですか。

○須田政府委員 この問題に對しましては、われわれとしては、実行の場合

においてそういう不都合のないように、できるだけ努力して、所有者の承諾を得るように努めて行きたいと思ひます。

○上村委員 もう一点お聞きいたしました。第十六条、何人も正当な理由がない限り、水路測量標及び測量船の保全の義務がある、こういうのですが、これはばうつとしておりますが、この場合の何人もというのはどういう意味でございましょうか。

○須田政府委員 この何人もということとは、実際は水路測量標を設けますと、船のちやいほ測るに際しては利用してみたり、またその辺で土木工事などが起りますと、それを埋めてしまつたり、あるいはごみ捨場式にごみを捨てて、どこに水路測量標があるかわからぬといふような事態がございまして、そういう意味において、だれでもそれを毀損し得る機会があり得るものですから、特にだれでもとしたのです。

○上村委員 わかりました。それから二十四条におきまして「刊行物を発行しようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならない」といふ言葉があります。それから二十五条にも同じような文句で「類似の刊行物を発行しようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならない」とあります。これはやはり公益の立場からこうされたものと思ふのですが、憲法の言論、出版の自由、発行の自由がある場合に、これだけの刊行物を出すのに、一々その官庁の許可を得るという事は、憲法に抵触しておるかに思ふのですが、この点はどうかお考えをございしますか。

○須田政府委員 この点に關しましては、われわれは憲法に抵触しはしないかといふことを十分考慮して、立案したものであります。水路図誌とか、そういう種類のものは、十分信用の置ける正確なものでなければならぬ。ところがもし不幸にして正確でない海図が出るというやうなことがありとすると、そのために海難が起り、非常な損害が起る。非常に困るわけです。そこで特に海上の交通の安全を懸念するたために、こういう条項を設けた次第であります。

○上村委員 そうすると、憲法には表面的には反しているが、海上の治安といふことで、こういうことを制限を付したといふことになるわけですね。

○須田政府委員 水路部といたしましては、これは一般国民の福祉を増進させるやむを得ない方法なのであります。決して憲法を無視してかかるといふ考へではなかつたのであります。

○上村委員 よろしゅうございします。

○稲田委員長 第三回の委員会におきまして、運輸委員会の観光小委員会を設置すること、及びこの小委員の選任につきましては、委員長において御指名をすることに決定いたしておりましたので、この機会に次の通り観光小委員を指名いたします。

- 大西 禎夫君 岡村 利右衛門君
 - 黒沢 富次郎君 坪内 八郎君
 - 松本 一郎君 岡田 五郎君
 - 尾関 義一君 関谷 勝利君
 - 島山 鶴吉君 滝尾 君亮君
 - 米窪 清亮君 清藤 唯七君
 - 上村 進君 木下 榮君
- 本日は以上の十四名を指名いたします。

して、あと一名は次会に御指名することにいたします。それではこの観光小委員会の小委員長の選任について、お諮りいたします。

○關谷委員 小委員長の選任につきましては、選挙の手續を省略して、島山鶴吉君を小委員長に選任せられんことを希望いたします。

○稲田委員長 ただいまの關谷君の御意見に御異議ありませんか。

○稲田委員長 それでは御異議なしと認めまして、島山鶴吉君を観光小委員長に選任することにいたしました。

○稲田委員長 これより請願の審査に入ります。

〔委員長退席、前田(都)委員長代理着席〕
○前田(都)委員長代理 日程第一は、紹介議員があとから見えるので、日程第二を議題に供します。長崎から茂木を経て喜々津に至る間に鉄道敷設促進の請願、坪内八郎君紹介、第四五五号。

○宮澤説明員 本請願は、本線の敷設によりまして同地方の資源の開發と、茂木港の活用のために観光ルートとを設けたいという趣旨と存じます。本線の經過地は大部分橋梁に面しております。地形は非常に凹凸が多い海岸地帯でございまして、途中相当長大なトンネルとか橋梁等がございまして、工事費も多額に上る見込みでございまして。現在の事情といたしましては、当局といたしましてこの建設線を急速に実施するといふことは困難でなからうかと存じますが、長崎本線の改良線といたしまして、十分考慮される点もございまして、将来といたしましては十分研究したい、かように存じております。

○前田(都)委員長代理 第三、大牟田駅、三池港間に臨海鉄道敷設の請願、甲木保君紹介、第五〇二号を議題に供します。尾関君。

○尾関委員 本請願の要旨は、島原半島の中枢都市である島原市と大牟田市とを結ぶ航路は、北九州以東の地域から島原に至る最短経路であり、国立公園雲仙観光ルートの一環として重要な使命を持つてゐる。しかるに同航路の大牟田側発着所は三池港にあるため、国鉄大牟田駅から約二キロ、西鉄電車停留所から約一キロ離れ、交通不便なため、船車連絡上多大の不便をこうむつてゐる。ついでは大牟田駅から三池港に至る臨海鉄道を敷設して、対岸島原との交通の利便をはかられたいといふのであります。

○前田(都)委員長代理 本請願に對しまして、政府側の説明を聴取いたします。

○宮澤説明員 三池の港は御承知のやうに私營の感の深い港でございまして、本港には専用線も多々入つております。そういうやうな実情にございまして、国有鉄道としてはこれに對しては、計画したことはございせんけれども、もしここに鉄道を入れるといふと、そういつた専用鉄道との交叉關係、あるいは道路との交叉關係も非常に多くなるやうな關係で、本線を敷くといふことは相当困難でなからうか、かように存ぜられます。

○前田(都)委員長代理 第四、土別か線天塩国土別駅を中心として、西は根別村、幌加内村、添牛内を経て、苫前駅に至り、東は土別村を経て流の上駅に連絡して、紋別駅に至る間に鉄道を敷設すれば、沿線の広大な農耕地と豊富な鉱産資源が開発され、また東西両海岸を貫通して、日本海、オトツク海の漁獲物の集積は活発となり、焼尻、天童高島の魚田開発を促進する等、地方の福祉を増進することは多大である。ついでにはすみやかに右区間に横断鉄道を敷設されたいといふのであります。

○前田(都)委員長代理 これより政府側の御意見を聴取いたします。

○宮澤説明員 本線は天塩、石狩、北見の三国にまたがる約五百キロの長い鉄道でありまして、この間一部は敷設法の予定線となつておりますけれども、土別、添牛内間及び土別、似峽間は、昭和四年におきまして追加予定線といたしまして提案いたしましたけれども、

○尾関委員 本請願の要旨は、宗谷本線天塩国土別駅を中心として、西は根別村、幌加内村、添牛内を経て、苫前駅に至り、東は土別村を経て流の上駅に連絡して、紋別駅に至る間に鉄道を敷設すれば、沿線の広大な農耕地と豊富な鉱産資源が開発され、また東西両海岸を貫通して、日本海、オトツク海の漁獲物の集積は活発となり、焼尻、天童高島の魚田開発を促進する等、地方の福祉を増進することは多大である。ついでにはすみやかに右区間に横断鉄道を敷設されたいといふのであります。

○前田(都)委員長代理 これより政府側の御意見を聴取いたします。

○宮澤説明員 本線は天塩、石狩、北見の三国にまたがる約五百キロの長い鉄道でありまして、この間一部は敷設法の予定線となつておりますけれども、土別、添牛内間及び土別、似峽間は、昭和四年におきまして追加予定線といたしまして提案いたしましたけれども、

○前田(都)委員長代理 これより政府側の御意見を聴取いたします。

ども、審議未了となつた路線でござい
ます。沿線には、お説の通り広大な農
耕適地と森林のほか、鉱産資源も多少
あるようでありますが、現下の情勢に
おきましては、やはり本線路は相当の
工事費と相当な工事量を持つておりま
すので、早急実施することはやや困難
ではなからうかと存ぜられます。

○前田(都)委員長代理 第五、北陸線
中津橋、高岡間復線工事再開の請願、
南好雄君紹介、第五五二号を議題に供
します。尾関君。

○尾関委員 本請願の要旨は、戦争に
よつて工事を中止されている国鉄北陸
線中津橋、高岡間の復線工事を再開さ
れて、昭和十五年以來用地を買収さ
れ、むなしく復線列車の運行を空想し
ている沿線住民の要望をいれられた
い。また倶利伽羅の位置が不便で採
算がとれない由であるが、同駅を今千
八百キロ津藩寄りの平坦に移転され
て、同駅の利潤増収をはかられたいと
いうのであります。

○前田(都)委員長代理 これに対して
政府側の意見を聴取いたします。

○宮澤説明員 この北陸線の復線工事
は、御承知のように戦時中、北陸線の
輸送を増強するという事で着工した
路線でございまして、昭和十九年暮れ
に至りまして諸種の事情から工事を中
止せざるを得ないような状態に陥つた
のであります。またこの路線の工
事に再着手する段階には入つておりま
せん。なお倶利伽羅移転問題につき
ましても、この工事を再開する時期に
至りましたときに、十分研究いたした
い、かように存じております。

○前田(都)委員長代理 六、西尾、岡
崎間鉄道復旧に関する請願、千賀康治
君紹介、第五八六号、右を議題に供し
ます。尾関君。

○尾関委員 本請願の要旨は、名古屋
鉄道株式経営の元西尾、岡崎線は、同
地方の交通運輸と産業の開發に資する
ため、地元民の犠牲的な協力によつて
明治四十四年十月開通されて以來、地
方鉄道としての重要性はますます加わ
つていたのであるが、戦時中、国策の
名のもとに撤去廃止され、その資材は
他に転用されてしまつた。終戦後はす
みやかに復旧されるものと期待してい
たが、いまだその曙光さえ見え、不
利不便ははかり知れないものがある。
つてはすみやかに同鉄道の復旧開通
をはかられたいというのであります。

○前田(都)委員長代理 これより政府
側の意見を聴取いたします。

○丸尾説明員 首領の名古屋鉄道西尾
線は、戦時中企業整備の趣旨に基
て名古屋鉄道が自主的に営業休止を行
つた路線であり、終戦直後は資材難の
ため、現在においては主として資金難
のために復旧が困難な現状でありま
す。運輸省としては十分会社の実情を
も調査し、なるべくその実現をはかり
たいと存じております。

○前田(都)委員長代理 七、片上鉄道
延長の請願、若林義孝君外五名紹介、
第六〇二号を議題に供します。尾関君。

○尾関委員 請願の要旨は、片上鉄道
は岡山県和氣郡片山町から、山陽本線
和氣に接続し、勝田郡飯岡村に至る地
方鉄道で、現在柵原まで開通している
が飯岡駅から分岐して勝田郡飯岡村、
英田郡福本村及び巨勢村、勝田郡公文

村及び湯郷村を経て、姫新線に結ぶよ
うに延長されたいというのである。こ
の延長によつて、従来鉄道の恩恵に乏
しかつた美作地方の町村民の福祉と地
方産業開發を増進し、山陰方面との物
資の交流も開ける等、再建日本に寄与
すること多大であるというのでありま
す。

○前田(都)委員長代理 政府側の意見
を聴取いたします。

○丸尾説明員 請願の鉄道延長につき
ましては、片上鉄道株式会社から現在
のところまで、申請がありましたが、ご
ませんので、申請がありましたら上
ば、運輸審議会に諮問いたしました上、
善処いたしたいと存じております。

○前田(都)委員長代理 八、福山線延
長並びに松前線敷設促進の請願、宮永
格五郎君外二名紹介、第七一七号を議
題に供します。尾関君。

○尾関委員 本請願の要旨は、戦時中
北海道福山線並びに松前線の敷設が計
画され、工事の大部分も完成し、福山
線は大沢町まで開通したが、社会情勢
の変化とともに同計画は中止されてい
る。同地方は、するめ、いわし、ほつ
け等の主要生産地として有名であり、
また地下資源も無尽蔵であるから、こ
れら生産物の輸送並びに地下資源の開
発のためにも、福山線の未開通箇所並
びに松前線の開通を促進されたいとい
うのであります。

○前田(都)委員長代理 政府側の意見
を聴取いたします。

○宮澤説明員 福山線本古内、福山間
は約五十一キロございまして、このう
ち本古内、渡島大沢間約四十六キロは
現在開業いたしております。残余の渡

島大沢、福山間の五キロは、路盤工事
はできておりますけれども、戦争の影
響を受けまして工事を中止したまま、
現在に至つたのであります。また松前
線につきましても福山、大島間の二十
四キロでございまして、結局福山線の
延長というような線路でござい、ま
して二線をあわせまして資源の開發を
的とした区間でございますが、福山線と
同様の運命になつて現在に及んでお
るわけでございまして、この線路は御請
願にもございまして、資源の豊
富な地帯でございまして、経済情勢
が好転いたしましたならば、できるだ
け早い機会に御趣旨に沿うよう努力
いたしたい、かように存じております。

○前田(都)委員長代理 次に九を省略
いたしました。一五を繰上げまして議
題に供します。一五、直江津、六日町
間鉄道敷設促進の請願、塚田十一郎君
紹介、第八九一号を議題に供します。

○塚田十一郎君 この請願は、新潟県
の東頸城郡を縦貫いたします直江
津、六日町間の鉄道を建設願いたし
たいと存じます。請願の理由は、
この地帯は一つは石油、亜炭、農産物
などの豊富な資源が相当ある。これを
開發していただきたいということ、そ
れから現在信越線が確氷峠がああいう
ぐあいでありますために、北陸方面に
行きます急行がずつと長岡までまわつ
て行つておるわけであります。それで
この線を通しますと、ずつと六十キロ
以上の距離短縮になり、そうして裏日
本と表日本の連絡が非常にぐあひよく
なるということ、それから一つは、
この地帯は御承知のように非常な豪雪

地帯でありまして、冬季になりますと
まつたく交通機関が何もないのであり
ます。私などは毎回選挙をいたします
ときには、わらじはきでこの地帯を歩
かなければならぬ。しかも今申し上げ
ました東頸城郡は、これは郡内いづれ
の土地にも国有鉄道が入つておらない
という、まつたく鉄道のない郡なので
あります。そういう非常に恵まれな
い地帯でありますために、その恵まれ
ない地帯の者をいくらかでも文化の恩
恵に浴させていただくという意味もあ
わせまして、ぜひこれは早急に御建設
願いたしたい。この請願は実は近年始め
られたのではないのであります。最初
に始めましてから十数年になつてお
るのであります。幾たびか測量はしてい
ただいておるのであります。その後
戦争などの関係でいまだに成就してお
りませんので、住民のそれに対する熱
望はここ十数年來まことに熾烈なもの
があるものであります。当初からこの建
設の請願に當つておられた柳という人
は、実は昨年亡くなりましたのでありま
すが、私はこの人が生前にしようつち
う、私の生きておる間にひとつ郡内を
汽車が走るのを見せたいといつたとい
う、切なる願いを聞いておつたのであ
りますけれども、遂にそのことができ
なかつたのであります。遺言として
必ずこれは私が政治家として出てお
る間に、御意思を体して成就いたしま
すからというように申し上げておるく
ら、私も非常に熱心に関心を持つてお
る線なのであります。どうかさうい
ういろいろな事情をおくみとり願つ
て、一日も早くこの線の御建設をぜひ
お願いしたい、こつういふように考
へておるわけであります。

○上村委員 塚田さんの御紹介の敷設鉄道の起点の六日町は、私の出身地でございます。ちようど六日町から高田へ通すると、長岡へ出て柏崎へ出て直江津に出る三角形の間が、これによつてまづ行くのであります。そして東頸城という今まで文化に浴していないところがこの線に入るわけで、この鉄道の敷設は私も極力賛成して開設を願いたい、こう思うのであります。

○前田(都)委員長代理 それでは政府側の意見をお聞きいたします。

○宮澤説明員 本区間は六日町と直江津とを結びます約七十九キロの路線でございます。敷設法予定線にはなっておりませんが、昭和十二年から調査をいたした区間でございます。経過地は今お話がございましたように、油田地帯を通過しております。石油や亜炭が相当埋蔵されておるように調査されております。しかしながら地形は相当複雑いたしております。相当の工事量があるように調査されております。敷十線に上る路線が中止のやむなき事情にあります。現在におきまして、この路線を早急に敷設するという事はやや困難ではなからうか、かように存せられる次第でございます。

○塚田十一郎君 この機会に政府委員にお尋ねいたしておきたいのであります。ただいまの御答弁の中に敷十線にのぼる路線がまだやりかけで中止になつておる。だからこういふ新しいものは早急に取入れられないという御答弁であつたのであります。そこで私は、政府は今新線を建設される順位というものをごとういふにあいにお考えになつておられるか。私もは過去に予定線というものがいろいろあつて、こうい

う線から順にやつて行くという、一応の御考慮があつたことはよく承知しております。日本は戦争前と終戦後の状態といふものは、これは国の建て方が基本的にかわつて来ておるのであります。前から順位がこうであつたといふことをどこまでも強くお考えになるのか。それとも新しい事態に依つて一度そういう順位というものを考え直して、新しい考え方に従つて順位をつけてやつて行く。そういうお考えになつておるわけではなからうか。私どもは考えておるわけではなからうか。その辺は今日の日本の建設全体の情勢がこういふふうでありますから、すぐには私どもも思わないのであります。少くとも建設が相当大量に取上げられる段階になれば、こういふものは相当優先順位をもつてお取上げ願えるのじやないか。こういふふうに私どもは考えておるのであります。その点について……

○宮澤説明員 ただいま現在の政府側におきまして、建設線の順位の設定をどうされておるかというお話でありましたが、現在の段階といたしましては、もちろん国有鉄道が公共企業体になりまして、また非常に現在に経営に苦しんでおるときでございますから、収益性といふものを相当高く見ておるような次第でございます。ただ将来におきましては、もちろん公益性をも十分考慮いたしまして、地方開発とか、あるいは資源開発とかいうような面、あるいは公共の御利便をはかるというような点にも、十分考慮しなければならぬかと、かように存じております。ただいま申されたように従来やつておつたからということでは、順位は

決定いたすつもりはございません。○前田(都)委員長代理 それでは前に返りまして、第一の築別、遠別間鉄道敷設促進の請願、玉置信一君外一名紹介、第四四五号を議題に供します。○尾關委員 この請願の要旨は、北海道北部開発上の重要線たる天塩沿岸鉄道は、昭和十六年末羽幌町より築別まで延長されたが、築別より遠別までの四十四キロの予定線は、昭和十三年度より五箇年計画をもつて着手されたが、途中三箇年の延期となり、さらに戦争により全面的に中絶されている。同線の開通によつて北海道運輸線が完成するのであり、沿線には森林、石炭、石油資源等が宝蔵されているから、同鉄道の完通を促進されたいというのが、本請願の要旨であります。

○前田(都)委員長代理 政府側の説明を聴取いたしました。○宮澤説明員 この遠別線は昭和十一年におきまして運輸系統の立場から、また拓殖上の必要性というものを考えまして、建設線予算に計上せられました。そのうち羽幌、築別間約七キロは昭和十六年の暮れに開通させたようなところでございます。残りの築別、北築別間の五キロは、実は設計も済んでおりますが、それから遠別までは設計も未済のまま残つておるような状況でございます。この建設線については、前にも申し上げましたような理由で、実は早急に着手することは困難な情勢にありますので、その点さうお考え願いたい、かように存する次第でございます。

○前田(都)委員長代理 日程第二二及び二三は、すでに前会において説明を

聴取した請願と同一趣旨でありますので、説明を聴取することは省略いたします。次に本日審査をいたしました各請願につきまして、なお慎重に本委員会におきまして検討を加えることにいたしましたと思ひますので、採否の決定は後の機会に譲ることいたします。本日はこれをもつて散会いたします。なお次回は公報をもつて御通知いたします。午後零時六分散会

昭和二十五年四月五日印刷

昭和二十五年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁